



2018年11月19日
株式会社バルカー
総務人事部 広報担当

働き方改革に伴う、育児・介護に関する新制度の運用開始

株式会社バルカー(本社 東京都品川区、代表取締役社長兼 CEO 瀧澤利一、以下バルカー)は「働き方改革」を推し進めるため、新制度の施行を開始しました。

多様な背景を持つ社員が働きやすい職場環境を実現するため、以下の制度を新設・改定しました。

新設	育児のための有給特別休暇	小学校3年生までの子を持つ男女社員に対し、年3日の有給特別休暇を付与
	子どものバースデー休暇	小学校3年生までの子を持つ男女社員に対し、子1人につき年1日を付与
	1時間単位の有給休暇取得制度	既存制度の1日又は半日単位の有給休暇に加え、1時間単位で取得可能
改定	介護休暇の連続取得期間の改定	既存制度の介護休業期間は要介護者1人につき、「通算93日間(法定)」または「連続1年(法定外)」から、今回より連続取得の場合は3年まで延長し、法定93日間とは別に最長3年を取得可能

バルカーでは従前より法定義務を上回る育児・介護休業、育児・介護時短制度を設けているほか、やむを得ない理由で退職した社員が、再び社員として復帰できるキャリアリターン制度なども導入し、様々なライフイベントに応じて能力を十分に発揮できる制度を整えています。

今後もワーク・ライフ・バランスの充実とともに、それぞれの社員がさらに活躍できる環境づくりを目指してまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ

株式会社バルカー 広報担当 峰岸

TEL: 03-5434-7370 FAX: 03-5436-0560

<https://www.valqua.co.jp/inquiry/form/jp/index.php>
